

# 上里町人権教育・啓発の推進に関する基本方針

私たちの身の回りには、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などの人権にかかわる重大な問題が存在しています。また、急速な情報化の進展により、インターネットを悪用した差別、災害を起因とする風評被害などの新たな人権問題が生じています。

上里町人権教育・啓発の推進に関する基本方針（以下「本方針」）では、国が定めた「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、すべての町民がお互いの人権を尊重し合う差別のない人権尊重社会と、上里町に住んでよかったと実感できる社会を実現するために、人権教育・啓発の取組を次のとおり定めます。

## I 基本的な考え方

### 1 基本理念

本方針では、上里町民憲章及び学びとふれあいの町宣言に基づき「お互いを認め合い人権を尊重する町づくり」を基本理念として、町民一人一人がお互いを尊重し、ともに支え合いながら暮らしていける地域社会の形成を目指します。

### 2 基本目標

本方針では、基本理念を目指す上で、次の点を目標に施策を行います。

(1) 正しい人権感覚を身につけるための人権教育を進めます。

町民が自ら正しく判断し、行動するための人権教育を推進します。

(2) 相手の気持ちを理解し、思いやる意識を高めます。

すべての町民一人一人が、かけがえのない存在として尊重され、穏やかで平等な生活を送ることができるよう、町民の意識の高揚を図ります。

## II 施策の推進

本方針では、第5次上里町総合振興計画（前期基本計画）を受け、関連する他の計画との整合性を図りながら、基本目標を実現するために、次の施策を行います。

### 1 人権教育

#### (1) 学校人権教育の推進

児童・生徒の発達段階に応じ計画的な人権教育を行い、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、普段の生活態度や行動に人権への配慮が表れるような人権感覚の育成を推進します。

#### (2) 社会人権教育の推進

町は研修会を開催し、人権教育の資料等を作成します。また、人権について触れ、考える機会を設けることなど人権教育の推進に努めます。

## 2 人権啓発

町民及び地域社会に人権尊重の理念を普及させ、理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を行い、人権尊重思想の普及・高揚を図るための諸施策を推進します。

### III 人権教育・人権啓発

#### 1 人権教育

全ての町民が、基本的人権の考えを正しく身につけ、地域の歴史や実情を踏まえ、日常起こりうる人権問題に対する学習を通して、自らの意思で正しく行動できる地域社会を目指します。

そのために、学校教育や社会教育において、様々な学習機会を提供し、人権問題の知識・理解を深め、人権問題を直感的にとらえる感性や人権感覚を身につけるとともに、人権意識の高揚につながる活動についても推進します。

町民一人一人が「お互いを認め合い人権を尊重する町づくり」を行うためには、人権についての正しい理解、差別を許さない町民の認識、人権教育や意識高揚の核となる人材育成が必要となります。そのため、学校教育と社会教育が相互に連携を図りながら人権教育を行っていきます。

##### (1) 学校教育における人権教育

児童生徒の発達段階に応じて、人権に関する正しい知識や配慮がその態度や行動に自然に表れるような人権感覚が身につけられるよう、学校での人権教育を推進します。

###### ①教育活動全体を通じた人権教育

人権教育推進上の課題を明確にするとともに、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等のそれぞれの特質を踏まえ、全教職員の共通理解の下、教育活動全体を通じて人権教育を推進します。

###### ②教職員研修の充実

様々な人権問題を解決するためには、教職員が人権に対する正しい理解と認識を持ち、正しい人権感覚を身につけることが必要であり、そのための各種研修会を充実させます。

##### (2) 社会教育における人権教育

様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図り、すべての人が持っている基本的人権が尊重されるよう人権教育を推進します。

###### ①研修・学習会等の実施

人権に関する講演会や学習講座等を開催し、人権について学ぶ機会を設けます。

## ②人材の育成

人権教育のリーダーとして活躍できる人材を育成する人権サポーター養成講座等の開催と、養成講座修了者で組織された「人権を大切にする会」との連携に努めます。

## 2 人権啓発

町民一人一人が大切にされる、基本的人権が尊重された差別のない明るい地域社会づくりのため、広報その他の啓発活動を推進します。

### (1) 町民及び地域社会への人権啓発

あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を目的とした講演会や研修会を行うとともに、人権擁護委員と連携し、啓発物品の作成や配布、人権に関する情報の提供を行い、町民に対する人権啓発を推進します。

また、企業等における人権尊重の意識の高い職場づくりや、人権を大切にしたい組織づくりが進むよう啓発活動を推進します。

### (2) 職員研修の充実

町職員が、人権尊重の視点から業務を行うことができるような、職員の資質向上を図るための研修を充実させます。

平成29年7月28日  
上里町  
上里町教育委員会